**平成２２年（フ）第３６０号**
滋賀県甲賀市水口町高塚10番47号
債務者　山本　明美
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
大津地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第１８４号**
滋賀県犬上郡豊郷町大字高野瀬258番地28
債務者　増田　幸子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２２年（フ）第１１１８号**
広島市安佐南区川内２丁目23番９―302号
パストラ１
債務者　岡田　公子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１１２１号**
広島市南区西蟹屋４丁目２番19―203号
債務者　松本　澄江（旧姓吉永）
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１１６９号**
広島県廿日市市永原624番地
債務者　山本　史生
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２３０号**
山口県下関市清末西町２丁目10番１―206号雇用促進住宅１棟、前住所山口県下関市観音崎町６番10―504号
債務者　岩木　英明
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２２年（フ）第２３８号**
山口県下関市山の田北町３番Ｔ―113号　県営住宅
債務者　永次圭一郎
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２２年（フ）第９６号**
福岡県宮若市宮永237番地１
債務者　毛利　秀美
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所直方支部

**平成２２年（フ）第９９号**
福岡県直方市大字知古1246番地16
債務者　小田　利也
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所直方支部

**平成２２年（フ）第１００号**
福岡県直方市大字植木171番地127
債務者　嶋津　　剛
1　決定年月日時　平成22年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所直方支部

**平成２２年（フ）第１４８号**
宮城県大崎市古川小野字檀ノ崎59番地
債務者　佐藤　輝子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２２年（フ）第１７８号**
宮城県大崎市古川旭１丁目５番24号　ウイングズＵ207号
債務者　佐藤　祥子
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２２年（フ）第１８１号**
宮城県遠田郡美里町北浦字二又85番地２
債務者　大内　仁志
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２２年（フ）第１８６号**
宮城県栗原市若柳字川南南大通７番地４
債務者　菅原　光枝（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２２年（フ）第１９０号**
宮城県遠田郡涌谷町字一本柳104番地　町営一本柳住宅21号
債務者　今野　弘二
1　決定年月日時　平成22年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２２年（フ）第１１２号**
長野県埴科郡坂城町大字坂城10046番地　コーポよしいけ202、前住所長野県埴科郡坂城町大字坂城10162番地１　ナチュール102号
債務者　工藤　富雄
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２２年（フ）第１１３号**
長野県埴科郡坂城町大字坂城10046番地　コーポよしいけ202、前住所長野県埴科郡坂城町大字坂城10162番地１　ナチュール102号
債務者　工藤　順子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２２年（フ）第２２２号**
長野県安曇野市豊科1823番地２　ラ・セゾンつかさ４Ｇ
債務者　山口　英司
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
長野地方裁判所松本支部